

## 議案第48号

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年6月8日提出

清水町長 阿部 一 男

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年清水町条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外）

- 3 令和4年6月に支給する期末手当については、第16条の規定によりその例によることとされる清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）附則第26項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。